

福山市社会福祉審議会臨時委員 募集要項

1 職務内容

次期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に当たり、福山市社会福祉審議会において被保険者代表者としての意見を述べていただきます。

なお、審議会は、計画策定までの間、数回開催します。（不定期、平日開催）

2 任期

2026年（令和8年）4月～2027年（令和9年）3月

3 報酬

日額 10,500円（交通費の支給はありません。）

4 身分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する特別職の公務員

5 募集人数

2人

6 応募資格

次のア～オのいずれにも該当する人であること。

ア 本市の介護保険被保険者（40歳以上）である。

イ 本市の高齢者保健福祉への関心と熱意がある。

ウ 平日開催する審議会への出席が可能である。

エ 常勤の公務員でない。

オ 地方公務員法に定める欠格条項に該当しない。

7 応募方法

（1）受付期間

2025年（令和7年）12月1日（月）

～2025年（令和7年）12月26日（金） ※必着

（2）応募方法

別紙「福山市社会福祉審議会臨時委員申込書」に必要事項を記載の上、次の応募先に郵送・Fax またはEメールで提出してください。

(3) 応募先

住所：〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市 保健福祉局 福祉部 福祉総務課 宛

Fax：084-927-7133

Eメール：fukushi-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp

8 選考方法

- ・ 1次選考：書類審査
- ・ 2次選考：面接審査

※ 書類審査の結果は、2026年（令和8年）1月下旬頃に、応募者全員に連絡します。

※ 書類審査に合格した人へのみ、2次選考の日時・場所等を連絡します。

※ 選考内容に関しては、お答えできません。あらかじめご了承ください。

9 お問い合わせ先

福山市 保健福祉局 福祉部 福祉総務課

電話 (084) 928-1216

○ 申込書は、次の場所で配布しています。また、福山市（福祉総務課）のホームページからダウンロードすることも可能です。

- | | |
|-----------|--------------|
| ・ 福祉総務課 | ・ 東部保健福祉課 |
| ・ 介護保険課 | ・ 神辺保健福祉課 |
| ・ 松永保健福祉課 | ・ 新市支所保健福祉担当 |
| ・ 北部保健福祉課 | ・ 沼隈支所保健福祉担当 |